

第四十三回国会 衆議院 石炭対策特別委員会議録第六号

昭和三十八年二月十九日(火曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 上林山榮吉君

理事有田 喜一君 理事岡本 博君 理事始関 伊平君

理事中川 俊思君 理事多賀谷眞稔君

理事中村 重光君

有馬 英治君 木村 守江君

白濱 仁吉君 周東 英雄君

中村 幸八君 井手 以誠君

北山 愛郎君 滝井 義高君

細迫 兼光君 伊藤卯四郎君

出席國務大臣 福田 一君

出席政府委員 廣瀬 正雄君

通商産業政務次官 廣瀬 正雄君

通商産業事務官 中野 正一君

(石炭局長) 中野 正一君

通商産業監督官(鉱山保安局長) 八谷 芳裕君

労働事務官(職業安定局長) 三治 重信君

労働事務官(職業訓練局長) 村上 茂利君

委員外の出席者 北川 俊夫君

労働事務官(職業安定局長) 北川 俊夫君

委員外の出席者 北川 俊夫君

労働事務官(職業安定局長) 北川 俊夫君

委員外の出席者 北川 俊夫君

労働事務官(職業安定局長) 北川 俊夫君

委員外の出席者 北川 俊夫君

労働事務官(職業安定局長) 北川 俊夫君

委員外の出席者 北川 俊夫君

労働事務官(職業安定局長) 北川 俊夫君

委員外の出席者 北川 俊夫君

労働事務官(職業安定局長) 北川 俊夫君

委員外の出席者 北川 俊夫君

労働事務官(職業安定局長) 北川 俊夫君

委員外の出席者 北川 俊夫君

労働事務官(職業安定局長) 北川 俊夫君

委員外の出席者 北川 俊夫君

労働事務官(職業安定局長) 北川 俊夫君

委員外の出席者 北川 俊夫君

本日の会議に付した案件

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

○神田委員長代理 これより会議を開きます。

委員長が所用のため、指名により私

が委員長の職務を行ないます。

内閣提出、石炭鉱業合理化臨時措置

法の一部を改正する法律案、石炭鉱山

保安臨時措置法の一部を改正する法律

案、産炭地域振興事業団法の一部を改

正する法律案及び炭鉱離職者臨時措

置法の一部を改正する法律案を議題と

して、前会に引き続き質疑を行ないま

す。質疑の通告がありますので、これ

を許します。多賀谷眞稔君。

○多賀谷委員 先日質問をしており

ました買収炭鉱における勤続年数の調査

をお願いしたわけですが、どうい

う状態になっておるか、御説明願

いたい。

○中野政府委員 後ほど資料を御配

付申し上げますが、ちょっと口頭で申

上げますと、昭和三十五年の九月から

三十八年の一月末までの買収炭鉱の離

職金の受給者の勤続年数でございます

が、三年未満の者が全体の四七％、五

年未満の者が全体の二〇％、七年未

満の者が一％、十年未満の者が九％、

十五年未満の者が八％、十五年から二

十年までの者が三％、二十年以上が全

体の一％ということになっておりまし

て、全体の一人あたりの平均賃金は五

百三十八万四何がしということの実績

になっております。

○多賀谷委員 今回提出されてお

り石炭鉱業合理化臨時措置法の、いわ

ゆる従来の離職金に加算をする分につ

いて、これは保安臨時措置法でも同じ

であります。一体「省令で定める基

準」というのはどうい基準を想定さ

れておるかお知らせ願いたい。

○中野政府委員 現在考えております

政令の内容及び通産省令の内容でござ

います。まず最初の「政令で定め

る場合」といいますのは、離職者が解

雇されたとき受ける退職金の額が三

万円に達しない場合、または退職金

がない場合を考えております。勤続年

数に応じまして「通産省令で定める金

額」というようになっておりますが、

これにつきましては、勤続年数が三年

未満の場合は加算金額は一万五千元、

三年以上五年未満につきましては加算

金額が二万円、五年以上十年未満に

つきましたは四万円、十年以上十五年未

満につきましては六万円、十五年以上二

十年未満八万円、二十年以上につ

きましては十万円というふうになって

おります。なお、「政令で定める金額の範

囲内のもに限る」ということにな

っております。意味合いは、会社の方

から退職金と事業団の方から出

まする離職金の加算金額との合計が三

十万円以下になるという意味合いで

ございまして、すなわち会社から

退職金と事業団から出ます離職金の加

算額の合計が三十万円をこえたとき

は頭打ちをする、それだけ事業団から

出る加算金額を減らす、三十万円で頭

打ち、こういう意味でございます。

○多賀谷委員 調査団が十万円の離職

金を加算するという場合には、少なく

とも大部分の労働者に十万円というも

のが行き渡らなければならぬと思

うです。ところが今政府が考えてお

ります金額というのは、実際調査団が

考えておられる、羊頭肉の感がある

のです。とにかく二十年とい

いますと、中小企業で、二十年たつて

十円という退職金のないところ

です。大臣、ちょっと聞いていた

のですが、こういうところの労働者

はほとんど二十年という労働者

はほとんど二十年という労働者

はほとんど二十年という労働者

はほとんど二十年という労働者

はほとんど二十年という労働者

はほとんど二十年という労働者

はほとんど二十年という労働者

はほとんど二十年という労働者

はほとんど二十年という労働者

はほとんど二十年という労働者

はほとんど二十年という労働者

はほとんど二十年という労働者

はほとんど二十年という労働者

はほとんど二十年という労働者

はほとんど二十年という労働者

はほとんど二十年という労働者

はほとんど二十年という労働者

はほとんど二十年という労働者

はほとんど二十年という労働者

はほとんど二十年という労働者

はほとんど二十年という労働者

はほとんど二十年という労働者

はほとんど二十年という労働者

はほとんど二十年という労働者

はほとんど二十年という労働者

はほとんど二十年という労働者

はほとんど二十年という労働者

はほとんど二十年という労働者

はほとんど二十年という労働者

はほとんど二十年という労働者

はほとんど二十年という労働者

はほとんど二十年という労働者

はほとんど二十年という労働者

いう場合に二十年勤続だとい

う規定は、実際上はほとんど

期待をするのでできない金額

になる。一体何のためにこれ

をやるといふことになる

のです。これは更生の道であり、再

就職への準備の金でなくてはならぬ

です。ですから、今お話しになり

ましたような状態になるならば、全

く意味をなさない状態です。少

なくとも勤続年数三年未満とい

うのが、実は四七％も

現在の買上げ炭鉱にもあるわけ

です。この買上げ炭鉱の中には大

手も入っている。そうしてこの買

上げ炭鉱の中には規定外のものがあ

るわけですから、実際は五〇％

以上が三年未満と言わざるを得

ないのです。そういうことになると

、もう一万五千元と書いた方が

はつきりしているのです。十

万円やるといって、実際は一

万五千元くらいにしかならぬ。私

はこういう政治はないと思

うのですが、大臣はどうい

うふうにお考えですか。

○福田國務大臣 御趣旨はよく

わかるわけでございます。た

だし、石炭の離職者に対

しましては、約三年を切

って相当手厚い保護措置を

やりますというようになって

おります。そこでこの離職

金の問題につきましては、

三十万円ももらえないよう

な人があったら、これは

気の毒ではないか、五十

万円ももらえないでも

気の毒ではないか、これ

三十万円ももらえないでは幾ら何でも
気の毒だ、だから三十万円ももらえない
人については国としてもできるだけの
保護措置を講じてはどうか、こういう
考え方で立案をされたわけではござい
まして、離職をされる人に対して手厚
い保護をできるだけした方がいじや
ないかというお考えには、われわれも
同調できる面があります。しかし、これ
はまたほかの産業とか、あるいはその
他の問題等にもならみ合わせて考える
簡単に御趣旨に賛成するわけにもいか
ないと思っておるわけでございます。
○多賀谷委員 これは、三十万円とい
うお話をされますけれども、この加算
金を合わせて三十万円になるという労働
者はほとんどいないのですよ、少な
くとも今対象にならうとする炭鉱、こ
れには実際は退職金がないのがかなり
ある、もらってもほんのわずかで、
これらの炭鉱というのは、一般の工場
労働者その他で考えるような状態では
ないと思っております。ことに保安で勧告
をして閉鎖する炭鉱も、同じような適
用を受けるわけですからね、ですか
ら、今彼らが頼んでおられるのは、離職金
が一番大きな再建に対する財源です、
現在の三十日分でもそうなんです、
現実には賃金未払いも全部もらえ
ないで、その賃金の未払いも全部もら
えないで、それは買上げ代金の
ワクの二〇%ですから、賃金の未払い
ももらえない。

私を例をあげましょう、かつて加茂
炭鉱というのが買上げになった。退
職金を含めて、労働者の賃金が千九百
万円あった、そうしましたところが、
大体三千五百万円程度の買上げ代金
だった。鉱書を圧縮し、圧縮してやっ

と四千万円程度にこぎつけた。もう鉱
害で全部なくなるわけですから、そこでそ
の労働者は結局百五十万円程度しかも
らえなかったわけですから、ですから結
局、退職金も何ももらっていない。賃
金の未払いももらえらば上等というこ
ろです。ですから、こういう労働者に
何か役所が三十万円というものを想定
して、二十年勤続して十万円やるの
だ、こうおっしゃるけれども、実際の
炭鉱の実情というものはそういうもの
ではない、ほとんどもらっていないので
すから、買上げられる時点よりも
前の状態を見れば、賃金未払いが
続年数です。ですから結局一五五万円
ということになるのです。ですから、
通産省の当局は、大臣は御存じないか
もしれませんが、役人というのは非常
にけしからぬと思う、こういう実情が
十分わかっているから、何か、三十
万円退職金ももらえらるのだから、それ
で、頭打ち三十万円、そして二十年た
つたら十万円やるのだ、こういう全く
架空の数字を持つてくるというのはい
しからぬと思う、そういう状態である
ならば、何もわざわざ十万円というこ
とを答申に出す必要がないですよ、こ
の十万円は、少なくとも退職金を含め
て本人に手渡ししたいという意図ですか
らね、これは一つ大臣から答弁を願
いたい、役人は大体知っておって、こ
う基準を書くのですから、私はもう
質問をしたくない、大臣どうですか、

○福田国務大臣 これは専門家の多賀
谷さんにはわかっていたらと思う

のですけれども、三年未満の人には、
やはり三十日分といえ、かれこれ一
万五千円は一応もらう。そういう場合
において、その上にまた何らかのもの
を与えよう、こういう意味で、これは他
の方との比較をいろいろ考えて出した
数字であります。しかし、せつとか多
賀谷さんがそういうことを言っておら
れるのを、私が全然一顧だに値しない
というふうな答弁をする、これはいさ
さかどうかと思っております、もう一ぺん
事務当局に検討させたいと思つてお
ります。
○多賀谷委員 これは善処をお願い
したいと思つておられます。
そこで、この離職金というのは、租
鉱権者の労働者はもらえますか。
○中野政府委員 お説のような場合
も、離職金は出ることになっておりま
す。

○多賀谷委員 租鉱権が買上げられ
なくとも出ますか。
○中野政府委員 石炭鉱山整理交付金
の対象になる山につきましては租鉱権
の場合であっても、租鉱から離職され
る方には出ることになっております。
○多賀谷委員 それは、租鉱権も採掘
権もともに整理交付金をもらう場合で
しょう。
○中野政府委員 その通りでございます。
○多賀谷委員 鉱業権者が買上げ上
げの事前に租鉱権をつぶして、買上げ
の申請をしたらどうなりますか。
○中野政府委員 お説のような場合に
つきましては、石炭鉱山整理交付金の
対象になる場合に限定をされますので、
さらによく研究した上で正確にお
答えしたいと思つておられます。

掘権者が租鉱権者に金をやりたくない
から抹消するわけですから、そして買上げ
の申請をする、こういう例は多いの
です。それは一体もらえますかという
ことです。
○中野政府委員 問題が非常に微妙で
ございまして、担当の責任者をすぐ
呼びまして正確に御返答申し上げます。
○滝井委員 ちょっと関連して、Aと
いう炭鉱がございまして、その租鉱権
者Bというのがあるわけですから、そうす
ると、その租鉱権者のBが保安の臨時
措置にかかると、Bの出炭が、あれは三年で
すか、三年以下の可採炭量しかないとい
ふことは、これは自然に死んでしまふ。
保安にもかからないし、買上げの対
象にもならない。そうすると、これは
一体どうするかという問題が出てきた
わけです。これは法案には書いてない
のです。そういう場合は予想されてい
ない、ところが、現実に起こつてき
た。そこでこれをどうするかというこ
とでいろいろした結果、これは大蔵省
と当時の今井さんが折衝をして、八谷
さんもいらつしやいます、離職金を
やることになったのです。これは特別
なケースだった、ほんとうはそれを救
おうとすれば、このAの租鉱権者であ
るBについても、同時に保安にかけた
らよかったです、ところがそれが大蔵省と
石炭局との間にいろいろ交渉の過程で
三年以下のものは保安にかけませんと
いう内規があるわけですから、内規とい
うか、予算編成上の内規の話し合いがあ
るわけですから、ところが、こんなものは
世間は知らないわけですから、当然これは
かけてやるべきだ、かけなければ、そ

○多賀谷委員 おかしいでしょう。採

この労働者は離職金ももらえなければ
ば、その炭鉱の被害者は何も受けな
いことになるという問題が出てきた。
そこで、これはやはり今後やらなければ
いけない、こういうことになったわけ
です。そうしますと、そのものには、
この前私が質問したように、五年以下
の可採炭量しかないものは買上げの
対象にならぬ、ニュー・スクラップの
対象にならないけれども、今後はそれ
については考慮するという言明を大臣
がした、同時に労働大臣は、そういう
ものについては明らかに救職手帳を上
げますと、こうなつたわけですから、
手帳をもらえば、これは普通の労働者
とちつとも変わらぬから離職金も出さ
なければならぬことになる、今後そう
いう炭鉱を買上げの対象にするわけ
です。当然保安の臨時措置において
も、そういう場合は救つてやらなければ
ばならぬ、こういうことになるわけ
です。そうすると、これは退職金もい
かなければならぬ、理論的に当然そう
なるのです。これは専門家に聞かな
ければならぬではなく、ここであなたが
一番の専門家ですからね、労働省はこ
の前の私の質問で、明らかに救職手帳
を出しますというのを言明したし、
大臣も、五年未満の可採炭量しかない
ものについてはニュー・スクラップを
今後検討します、こういう答弁をして
いるのですから、これは租鉱権につ
いても当然やらなければいけません、
買上げられるとか買上げられないとかい
うことは関係ない、合理化というの
をどんどん下げていって、石炭の値段
を合理化にかかるといって、そう

よ、もしそういう炭鉱を許せば、そう

○炭鉱がダンピングをやったから石炭市場はだめになつてしまふ。だからこれは自然につぶしていくが、同時に、その労働者は救済をする。雇用計画にもこれは乗ってこなければならぬ。これは乗ってこるわけでしょう。雇用計画に乗らぬことになつたら大へんなことですよ。だからこれは当然雇用計画に乗ることになる。どうです、これは。雇用計画に乗れば、当然あなたの方も出さなければならぬことになる。

○福田国務大臣 御承知のように石炭の問題は、こういう問題は初めての問題でございまして、いろいろこの新しい法律の解釈の問題とかその他の問題で、また実情等ともならみ合わせてやってみる必要もあるわけでありまして、私はやはり今政府委員も申し上げた通り、この際あなたの方にお答えをしない、やはりこういうものはそういうことが出た場合には、よく研究した上で筋を通すやり方をしていく方が私は正しいと思うのでありまして、しばらく待つていただきたいと思います。

○滝井委員 これは新しい場合ではないんです。今までも離職金を払っているのですから、その払っている状態をお聞かせ願いたい。これは加算金ですから、離職金を払わないで加算金だけやるわけにいかぬでしょう。ですから、今の話は新しいのじゃないんです。加算金の方は新しいけれども、離職金の方は今まで三十日出ているのですから。

○福田国務大臣 政府委員が先ほど答弁した範囲内においては、やはりよく研究した上で答弁させていただきたい。

○滝井委員 そうしますと労働省にお尋ねしますが、そういう場合は救職手帳をおやりになるのでしょうか。
○北川説明員 今回の法律改正で救職手帳の対象となりますのは、ビルド・アップ、スクラップ、あるいは自閉、そういうものを含めまして、非常に広く、合理化の犠牲になる者を対象として求職手帳を発行いたします。御指摘のようなものは、当然求職手帳の対象に含まれるわけでありまして、今の場合を少しの縮めていけば、今後は離職金をもらう人は全部十萬円の加算がつきます。それはつくと言つてもええばいいのです。
○中野政府委員 石炭鉱山整理交付金をもらつて山を締めて、そこから出る離職金に対しては、離職金が出るわけにございまして、今のは三十五條の七の運用解釈の問題だと思つたので、今大臣が御答弁になりましたように、出てきた事例に応じて適宜ケース・バイ・ケースで処理したいというふうな考へております。なお離職金ももらえらる者には、今度の法律が通りますれば、もちろん加算金も全部もらえるわけにございまして。

○多賀谷委員 ケース・バイ・ケースでやるような性格のものじゃないでしよう。これは個人の権利関係ですかね。それは、私が頼んで何とかが入れて下さいという個人の話ならともかくとして、その人のもらえらるからえぬかという支給条件は権利関係ですからね。これはいいかげんであつてはならぬわけですからお尋ねをしておるわけです。ですから問題は、ケース・バイ・ケースということではない。結局その租賦権者の労働者はどうなるかという問題です。あなた方が知らないような租賦権者が幾らでもおるといふことですよ。それは租賦権者であるか、斤先であるかという問題も残る。ですからあなたのように、整理交付金をもらつたことによつて整理される労働者であるということならばいいです。租賦権者であろうと、採掘権者であろうと、あるいは斤先であろうと、請負であろうと、これなら結構です。すね、一体どういふような解釈なんですか。
○中野政府委員 これは合理化法の三十五條の七に、はっきり条件が書いてございまして、この条件に合致するかどうか、それを出てきた事例に応じて十分審査して、できるだけ整理交付金の対象にしてやるのが実際に適合しておりますので、そういう意味合いで運用して参りたいということを申し上げておるわけにございまして。

○多賀谷委員 そうすると要するに、採掘及び付屬炭並びにその他の業務に従事した労働者、こう解釈していいわけですかね。
○中野政府委員 その通りでございまして。
○多賀谷委員 そういたしますと、組夫もいわけですかね。組夫も従事してゐるわけですかね。
○中野政府委員 三十五條の七の今多賀谷先生がお話になりました石炭の採掘及びこれに附屬する運炭その他の業務に、交付金の交付の申請の日前三月以上引き続き従事していた鉱山労働者ということの解釈は、在籍の、いわゆるその山の使用人というふうに今まで解釈いたして運用いたしておりました。
○多賀谷委員 在籍の山の使用人というのがわからぬわけですよ。山にはいゝ採掘権者の使用人もおると、租賦権者の使用人もおると、組夫というのもおるとですよ。仕事はあまり変わらないようなことをやっているわけですよ。ただ雇用主が違ふ。仕事は変わらぬ。それから整理交付金をもらつて閉山をすることも同じ、ですからこれは画一的に要するに、その作業に従事しておる者は、雇用主のいかんにかかわらず離職金をやるんだ、こう解釈されればはつきりするわけですが、どうですか。
○井手委員 ちょっと答弁をする前に、はつきりしておいた方がいいから、関連で一言。
昨年の十二月十二日の予算委員会、その点ははつきりいたしておりました。それから、間違ひのないように、参考のために申し上げておきます。間違ひのないように、私は親切に申し上げておきます。

○中野政府委員 今御質問のようなケースにつきましては、その法律の解釈と従来の運用の問題でございまして、十分過去の事例等もよく調査をいたしました上で御答弁申し上げます。
○井手委員 今の答弁、それは納得いきませんよ。昨年の十二月十二日に大臣から明らかに、組夫も入りますという言明があつておられます。間違ひございませぬ。まず見てから御答弁下さい。
○中野政府委員 それでは昨年の十二月十二日の予算委員会の答弁をさつてお調べまして、調査した上でお答えしたいと思つた。
○多賀谷委員 こういうことははつきり認識しておかれなさいと、労働者の方は非常に困るんですよ。われわれは具体的例をいろいろ知つておりますけれども、申し上げませぬが、非常に困つておるといふ現実ですから答弁願いたいと思つた。
そこで私は、整理交付金の算定の方法というのが実に問題だと思つたので、そういうのは、石炭鉱業合理化臨時措置法ができた当時と、今の事情とは非常に変わつておるのです。変わつておるにもかかわらず、依然として同じような算定方法でいかれておるところに問題がある。第一、鉱区の量を調べて、可採炭量がどのくらい、実収炭量がどのくらい、安全炭量がどのくらいあるという、放棄をする炭鉱の鉱区の鉱量によつて差をつけるという考へ方は、おかしいでしよう。要するに、今の時代はそういう時代じゃないと思ふ。封鎖をするものに価値がありません。封鎖をするような炭鉱の鉱量というのは、これはむしろ国民のもので、その鉱量に価値をつけて、そして多く持っている炭鉱の場合は非常に高い、それから長く稼働した炭鉱の場合には、鉱務施設その他がかなりあつても安い、こういうこと自体が問題じゃないですか。今の状態の中で、整理基金を出すその算定の方式というものが、問題じゃないかと思つたのです。これは一つ大臣、常識的にどういふようにお考えですか。炭鉱をやめるわけですから、やめるのに、お前のところは鉱量が非常に多いからといって高い値段をつける、お前のところは鉱量が少

ないからといって、労働者は非常に多いけれども、それは安いのだというものの考え方が、過去は別としてちよつと今の時点にはそぐわないのじゃないかと思ふのです。

○福田国務大臣 お説でございませうが、私は、労働者がそこに多いけれども、——いわゆる経済炭量は少ないが、労働者が多くいるところをやめさせる場合と、経済炭量は非常に多いけれども、労働者が少ない場合と、一緒に考えた方がいいんじゃないかというようなお説のように聞き取ったわけでありませんが、もしそうだといたしますと、私もやはり今後の合理化をしていく場合に、ある程度山にまだ相当なものがあつたか、たとえば石炭なら石炭の値段があつたような場合にはまだやれるという場合、そういうようなことがあつてしかるべきだと思ふのであります。そのときに、炭があるのとなつて一緒にしてものを考へていくというのは、かえつて越旨に沿わないのじゃないか、ただその場合において、そこに就職していられる労働者の問題を考へることは、これはもちろん平等でなければなりませんけれども、私はそこいら辺のところはいささか差がついてもいたし方がない、こう思つております。

○多賀谷委員 私は画一的なことを言つてはいるわけじゃないのですよ、ところが今の評価は、ほとんど鉱量によつて左右されてはいると言つても過言でないのです。かつては鉱害施設を買いましたから、そのウエイトもかなりあつたわけですが、今は鉱害施設を買わないわけですから、坑道と鉱量一本

でやつてはいるわけですが、それは非常に矛盾しているんじゃないか。現に、合理化による整理交付金の方が鉱山保安法の勧告による整理金よりも低い場合があるわけですが、一方は保安をさばつて、政府の命令によつて取りつづす。一方はいわゆる合理化によつて買上げてもらう。その買上げてもらう方が、保安をさばつた方よりも低い場合があるという現実です。こういう矛盾をどうしようとお考えですか。

○福田国務大臣 これはやはりあなたと私の意見の相違になるかと思ひます。

○多賀谷委員 保安を非常にさばつておりまして、政府がお前のところは非常に悪いじゃないかと勧告をする。しかしどうしても勧告を聞かぬものから、政府が強権をもつてつづす。つづして払う代金、この代金は、採掘権だと六百円です。本人が買上げてもらいたつて申請をする場合、これは何も保安をさばつたりしないのですよ、ところが、このものよりも、その整理交付金の方が高い。すなわち合理化法に基づく整理交付金の方が低いという場合がある。それは炭量について計算すること自体、私はあるフアクターとして認めますけれども、ほとんどそれがウエイトになつておるといふことは非常におかしいじゃないですか。問題は、鉱害が一体どれくらいあるか、債務処理にどのくらいかかるのか、あるいは労働者の未払い金などのくらいあるか、債権がどのくらいあるのだから、あるいは、やはり一つの要素にならなければならぬでしょう。ただ鉱量一本でいくというものの考え方、

私は死蔵される鉱区にそれほどの価値を認める必要はないと思ふのです。これは一体どうですか。

○中野政府委員 今御指摘がございましたように、鉱山保安の臨時措置法によつて買上げて整理交付金の対象になる場合と、基準が違つておりました。今まではそういうことはなかったのですが、最近二、三、トン六百円以下の評価になるというケースが出てきておることは、お説の通りでございませう。こういう場合につきましては、できるだけ実情に合うように運用をやらせるようにはいたしておりますが、やはり一定の事業団の買上げの基準がございませうので、この基準を直さないとなかなかうまくいかぬというようにもございませう。今この問題について研究をいたしております。

○多賀谷委員 私は、もの考え方として、死蔵する炭層の価値をいろいろ算定されておるけれども、それは一つの要素であるならば、私はいつと申すのです。しかし、これが大部分であるというところの問題がありはしないか。もう少し極端に言うならば、もの考え方が大手万能です。それは鉱区の明治以来の権限を、先願主義を依然として継承する形です。膨大な鉱区を持って、設備はちよつとしかしてない、それを非常に高い金で買われるのですよ。かなりいい施設をやつて、いかなくなつたという場合は、鉱区の觀念から見れば、私が申しました、前者よりも安い形です。そういう矛盾を露呈するような算定方式というのは、考へるべきじゃないかと思ふのです。それは合理化が出

た当時は、御存じのように、いい炭鉱でどんどん能率を上げるために悪い炭鉱をつぶすのだ、こういう考え方です。今もそういう考え方は残つておられますけれども、今の事情は違つてしまつた。ほとんどみなお手上げをして、買上げ申請をしてはいるのです。ですから、死蔵する鉱区をそれだけ価値判断する必要はないと思ふ。しかも鉱区というのは、個人が努力をして買った鉱区じゃないのですよ。ほとんどが明治以来の先願主義による鉱区です。ですから、この点は非常に矛盾しておる。現実努力した経営者がもらつた代金は、鉱区がないから意外に少ないです。ですから今の時点において、保安法による勧告によつて整理されるという時期ですから、もう少し考へなければならぬのじゃないか。一体どうしようとお考えですか。ただ保安法による整理金と、合理化法による整理金とのアンバランスの是正だけじゃないですか。もの考え方を変へなければいけません。ですから、この算定のやり方等につきましては、いろいろな考え方があることは確かだと思ひます。しかし今までは、この方式でやってきておられます、われわれとしては、従来方式を踏襲しておるわけでございます。今御指摘がございましたように、過去の事象に対する将来の利益というふうなものを放棄するわけでございますので、これを炭量と坑道というふうなもので評価をして買上げておるわけでありまして、私どもは現在のところはこれが最も採用し得る唯一の合理的な方法じゃないかと

いうふうに考へて実施してきておるわけでございます。いろいろ御批判はあろうかと思ひますが、そういうことであります。

○多賀谷委員 たとえば立地条件が非常に問題があるのですよ。あなたの方は山だけが幾らとか、炭が幾らとか、傾斜度が幾らとか、坑内のことだけを考へている。ところが北海道の山奥にある石炭は、これは価値からいへば、遠くに輸送できないのです。常磐や九州の石炭とは違つたのです。それを一律に換算しては行けません。ただ山自体のことを考へるからです。価値からいへば、常磐の方が炭が薄くても、つづすという価値から見れば、要するに市場に近いのです。これは同じ一メートルの層でも、価値があるはずですよ。そういうことを全然考慮してない、あなたの方の価値だけを言うならば、それ自体に非常に矛盾があるから、これだけを金科玉条にする必要はないんじゃないか、こう言つてはいるのです。ですからフアクターとして入れるのはけつこうだ、しかしこれがほとんどの要素になつていくというのはいかがいじゃないですか、こう言つてはいるわけですが。

○中野政府委員 今御指摘がございましたように、輸送の点等を入れたらどうか、ということも、なるほどごもつともな点があるように思ひますが、しかしそれを実際に算定する場合にどういふふうな計算をするかというふうなことに、非常に恣意的に陥るおそれもありますので、できるだけ客観的な基準をつくつて、公平にやるように運用をいたしておるわけでありませう。いろいろ御批判の点は承つておきたいと

思います。

○多賀谷委員 承つても、直していただかなければ何にもならぬ。それはびしっとした基準を出せと私は言うのじゃないけれども、これにはこれの矛盾がありますよ。しかも、これがほとんどのウェートを占めておるから問題だということです。ですから、たとえば過去の出炭なら出炭、こういうような合理性のものであってあるのです。出炭というのは設備も入るし、人員も入るし、今までの努力も入っておるのですよ。ですから過去の出炭というものが、一つの大きな基準です。ところが、実際はそうではないでしょう。あなたの方が実際に評価する場合はほとんど鉱区ですから、こういう点は非常に問題がある。つぶしていく鉱区の価値をそれほど高く評価しなければならぬか、こういう点には非常に異議がある。かように考えて検討を願いたい。

○中野政府委員 われわれもできるだけ公正妥当な買い上げの基準というものを常に研究いたしておりますので、今先生が御指摘になりましたような点も、今後重要な材料として研究させていただきますかと思ひます。

○浦井委員 今の点に関連があるのですが、実は今度のニュー・スクラップというのは、前の旧方式と違って、旧方式は炭住、土地、機械設備、全部買ったわけですね。今度は、鉱区、坑道だけしか買わないわけですね。だからといって、評価は前とうんと開きがあるわけじゃなくて、前と大体変わらないう。変わらなければ、しかし今後炭鉱が撤退作戦をやるということになると、異常な鉱害その他の要請が出てくるし、それがどんなに小さい借金だつて、これが最後だから、債権者にとっては取り立てなければならぬという力みが出てくるわけですね。そうしますと、今まで通りの千円か、いろいろ見積もつて千五百円程度では、それらの現地における鉱害被害者なり、債権者なり、未払い賃金、退職金等の要望に応ずることができないわけですね。そこで今度は炭鉱はどうするかという、持っている社宅とかあるいは土地を売り払うことになるわけですね。ところが炭鉱が隆々としておるときは、炭住の価格は、炭住を二棟売るといって、一棟が二十万とか三十万で売れたのです。ところが今では、鉱区と坑道が買ひ上げられてしまつたあとの炭住というのは、鶏小屋にしか買わないのです。合理化事業団ですら、あとの炭住を一棟一万か二万にしか見ておらぬのです。今これを十万とか二十万で売ろうといつても、だれも買わない。そうすると、だんだん家屋の価格が下がつてくる。それから土地の価格がだんだん下がってくる。今まで炭鉱のあつたときには、そこに店を出せるので坪当たり千円か千二百円しておつたのが、今、合理化事業団で炭鉱の土地を買うときに幾らですか。筑豊あたりで、坪当たり二百円かそれらでも買わないですよ。二百円か三百円です。こういうように、合理化事業団が買うときでもそうです。ところがそれがペンペン草のはえる野原になつてしまつたときに、合理化事業団の出すような金を人が出すかといつたら、なかなか出さない。鉱業権者は開発銀行とか福岡銀行から差し押えられたままで持っている。がに落ちに下がるのです。そこ

でやはり評価の仕方はニュー・スクラップ方式と旧方式と違うところが出てきたので、別の方法でも、多賀谷君の立地条件だけでなく、その持っている財産の価格が落ちに下がるという、ここをやはり見積もつてやる必要があると思ひます。これは何ら坑道だけ、鉱区だけがその価格ではなかつたのです。一体をなしておつたわけですね。その一体をなした炭鉱をつぶすときには、土地は残るかもしれないけれども、今ではほとんど二束三文です。それは、志免炭鉱を評価をしたときに、ふる場とか便所は帳簿価格一円になつておるのです。一円しか見積もつておらぬ。炭鉱がつぶれるときは、そういうものです。評価価格は一円です。それではあまりかわいそうです。そういう点をそこに持つておる固定資産というふうなものを、やっぱり幾分かプラス・アルファに、今後検討されるおときに、これはおたくの方の法律ではないのだから、事業団の業務方法書の中で自由に討議をして、これは正しいと思つたら閣議了解ができることでしょうか。そこらあたりはもう少し中野さん、そういう点を考えてもらつて、大臣に閣議で言つてもらつて、中小企業の代金その他の問題もこういうところから解決の糸口ができてくると思ひます。いろいろあなたも御苦心をされておると思ひますけれども、そういう点、この法律が通るまでに、可採炭量一本やりでなくて、少しパラエティに富んだ評価の方法をぜひ検討してもらいたいと思ひます。期待しておりますよ。

○井手委員 関連して、先刻の離職者対策の問題、離職金の問題、十二月十二日の予算委員会、私が今回の離職者対策は職員や組夫に及ぶのかという質問をいたしましたのに対して、国務大臣はこう答えておられます。国務大臣です。組夫につきましても、今年度はむしろふえておられますので、離職者として特に上がつてきておりません。しかし、職員の方は、今年度内において四月一日以降約四千人を見込んでおります。従つて、職員につきましても、今回の対策によりまして、炭鉱労働者と同様の取り扱いをいたして参りたいと思つております。なお、三十八年度におきましては、組夫も約三千人くらい離職する者があるのではなからうか。この見込みの三千人に対しては、やはり炭鉱労働者として同じ扱いをいたして参りたいと思ひます。これははっきり言明をなさつておられます。おわかりになりましたでしょうか。

先般も三井鉱山は美眼鉱業所四月一日、山野鉱業所九月三十日、田川鉱業所来年三月三十一日、それぞれ閉山を申し、合理化事業団に買い上げを申請する、これを提案しております。一体こういう提案が許されていいかどうか。三十八年度分については、法律が通過をして、新しい合理化審議会ができて、その合理化審議会によって各地域別に沿うて各山において合理化を提案する、これが答申の骨子です。最も問題のところですね。そうすると、今三井鉱山が提案をしておられるのは、少なくとも三井鉱山だけで、三十六年度の統計を見れば、三山で二百五十七万トンです。今四百四十万トン三十八年度の予算を組んでおるけれども、もう二百五十七万トンは三井がその買い上げの申請のワケを食つてしまふ。しかもそこに出てくる労働者は九千八百四十名。しかもこれだけには終わらない。私がお先ほどから質問しておるのは、租賦権、組夫の話をお聞きの、ここで、問題は、三井山野鉱業所を一つ例にとつてみても、単にその労働者二千五百六名だけではなくて、それ以上の労働者がその辺の租賦権者としておるわけですね。ですから、出てくる失業率というものは、きわめて膨大な数字になる。そういう問題に対して、大臣はどういうようにお考えであるか。まず、手続としてどう考えるか。それからこれだけ急ピッチに合理化計画に対して、どういうようにお考えであるか。これをお聞かせ願ひたい。

○上林山委員長 質問者にお知らせいたしますが、労働大臣はすぐ見えるはずになっております。一応発言を政府委員がお求めになっておりますから、これを許します。

○三治政府委員 労働省所管の炭鉱離職者臨時措置法の一部改正案これが通りますれば、昨年の四月一日にさかのぼりまして、山元における職員、それから組夫の關係につきましても、この前の臨時措置法から一般離職者と同じように扱ふようになっております。今回の改正におきましても求職手帳、それから手当の關係について同じように扱ふようにいたしてあります。

○福田国務大臣 今までも大体私たちの考え方は申し上げておると思ひますが、私は、いわゆる経営

労使休戦で労働者は月に三千人ずつやめたのですよ。お互いに解雇もやらぬ、ストライキもやらぬといっておったのだが、三千人ずつやめた。いわんや今のような提案を会社側が出すとすれば、もうそれは、その買い上げを待たずしてやめてしまふ。会社側は七十万くらいの特別退職金を出します、こうなりますから、もう早く現金をもらって行った方がいいということになる。なぜならば、大正職業みたいに、ぐずぐずしておいたら退職金の出ないのも出てくるぞということになる。だから、これは官僚統制でも何でもないので、有沢調査団の答申が出て、その答申を今から実施しよう、審議会を改組しようとする前に、会社で勝手にどことどこを今年つづすのだ、こういう提案というか発表をすること自体が、これは政府に対する反逆ですよ。官僚統制ではない。政府に対する反逆以外の何ものでもないと思うのです。だから、こういう不安な状態を炭鉱につくるといふことは、朴政権よりもっと悪いですよ。池田内閣は、朴政権よりもっと悪い。だからこういう点は大臣、もう少し実情を御調査になつて、そして実態を見てもらわないと困る。買い上げの対象にならぬうちに、山はつぶれてしまうのですよ。私は今全部調べておりますから、いずれ私の質問の番になりましたら、一つ一つやりましますから。だから、それはやはり順序よく、外へ発表せずに通産省に出してこい、こう言つたらいいのです。そしてそこで話がまとまったら、労使双方がこれで通産省に、話しがまとまりましたからと……。そういう順序になつておるでしょう。これはそうなつてお

りますよ。「各企業は、この計画枠と方向のもとで、それぞれ労使が話し合ひ、今後の具体的な方針を決定すべきである。」ということをやちんと書いてあるのですから、前もつてそれは話してもいいのですけれども、そう世間へ打ち揚げて、どこどここの山をつぶすというようなことを言うことは、これはワクが第一、四百四十万トンのワクしかことしはないのですからね。これをあなた方がうんとふやせば別です。だから、そういう点は、われわれとあなた方が違つていけば、われわれは、われわれの主張をあくまでこの委員会に主張して直させなければいかぬと思うのです。それは大体どつちですか。先に勝手に出していいのですか。そうして世間に公表して、勝手にやつていいのですか。

○中野政府委員 今御質問の点について、誤解があるといけないと思ひますので、有沢調査団の答申を正確に読み上げて、その解釈を申し上げたいと思ひます。

最初に書いてございますように、今先生がお読みになつたその前のところでございしますが、「個々の炭鉱における閉山および合理化は、企業の責任であり、これらは、自主的に決定するべきものである。」ということでございます。閉山を取り上げるわけはございませんで、ここに書いてございませう。これはあくまで地域別、炭田別にきめて、一定のワクと方向を与えるものである。従つて、各企業はこの計画ワクと方向のもとでそれぞれ労使が話し合ひをいたしまして、最終的な具体的な決定は企業が労使話し合ひのもと

できぬということでございますから、従つて、事前に労使が話し合ひをすることを決して禁ずるものではございません。ただ、これを公表して云々という社会的影響等につきましても、これは何も公表するのではなくて、新聞が取り上げるわけはございませんで、これも政府で禁止することはできません。調査団の考へておりました答申案の内容は、今私が申し上げた通りでございますので、その点は誤解のないように一つぜひお願いしたいと思ひます。

○中野政府委員 今御指摘になつたような問題はいろいろあると思ひますが、ただ三十七年度につきましては、御承知のように経過年次でございまして、来たる二十五日の審議会の総会において、この答申案に基づく改組をやつて、二十六日に合理化部会、雇用部会の合同部会というものをやつてきめたいと思ひます。三十八年度につきましては、今のところでは四月中、年度当初にはワクと方向というものが決定をいたしますから、それに従つて各社が、特に大手は閉山なり合理化を具体的に実施する。三井の場合も、今事前折衝というふうにわれわれは解釈をしております。従つて審議会のあとで、具体的に最終的決定が行なわれるものというふうなわれわれは考へております。

○中野政府委員 今御指摘のような場合におきまして、これはあくまで企業の問題、あるいは労使の問題でございしますので、一々そういう問題に政府が介入するといふわけにはいかないと思ひますが、ただ非常な行き過ぎがあらますれば、われわれの行政指導力の範囲内において注意はしたいと思ひます。

○中野政府委員 注意をしたいじゃないのです。そういうような場合に、今度は今言つたように、よその組を入れてきて、ポンプ・アップしていく人もあります。ほとぼりがさめたら申請をするのです。買い上げをしないというわけにはいかない。今の状態ではどういふ状

石炭対策特別委員会議録第三号 中正誤

ページ	行	誤	正
一	五	三石炭、鉄鋼	電力、鉄鋼
五	三	池田	池田
六	四	なつて	よつて
一〇	一	うちが	うちで
一〇	四	会長	団長
一一	三	事情	需要
二〇	二	元握る	握る
二四	二	資本	資源
三三	二	等を	等で

態が起るかという点、労働者は離職金をもらえない。今の十万円に加算ももらえない。三カ月というワケがあるから、もらえないのです。こういう状態が出てきているわけです。大手の炭鉱で、私は名前を言うと工合が悪いから言わないが、出てきているわけです。こういうのをあなた方がもし許すとすれば、全部それをやりますよ。交渉がまとまらなければ、今言ったような未払い賃金が繰り、現物配給をやる、現金が入らないからみんなやめてしまいます。退職金ももらえない。そこで今度はおもむろに申請したらいい。そういうことは許さぬということ。ここで言明できなければ、私企業に對する干渉だとか何とかいうことで、話はかりでは話にならない。画竜点睛を欠くことになる。そういうものは許さぬと、はっきり言つて下さい。

○上林山委員長 滝井君にお願いいたしますが、関連だから、またあなたは適当な機会に一つ発言を求めていただきたいと思つています。答弁だけ許しません。

○中野政府委員 御指摘のような場合におきまして、経営の行き過ぎがありますれば、われわれとして十分注意をしたいと思つています。

○多賀谷委員 大臣、商工委員会に出席されますね。それならば、大臣への質問は保留しておきます。

○上林山委員長 大臣の都合により、暫時休憩いたします。

午前十一時五十三分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかつた〕